



# 10月1日から

## 消費税率が変わる！

### ～軽減税率制度も始まります～

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率（一般的に「消費税」）が8%から10%に引き上げられました。5年半ぶりの消費税の引き上げですが、今回初めて導入される「軽減税率」は、例えば飲食料品について、持ち帰って食べると消費税は8%、店内で食べると消費税は10%と一定のルールがあります。商品や支払い方によって値段は複雑になっていたり、店舗によって価格への対応がバラバラなので、消費者も店舗側も慣れるまでは少し大変かもしれません。

消費者にとって大きなポイントは、

- 飲食料品の税率は8%
- 店内での飲食の税率は10%

と覚えておきましょう。

軽減税率の適用の仕組みはちょっと複雑でわかりにくいと感じる方も多いことですが、特集でまとめてみましたので、参考にご覧ください。

出典 国税庁ホームページ「軽減税率制度について」

内閣府ホームページ「政府広報オンライン」

当別町商工会主催「消費税軽減税率対策セミナー」資料

## ① 飲食料品の税率は8%

一部対象外のものもありますので、参考にしてください。

**飲食料品（お酒を除く） 消費税率 8%**

軽減税率が適用される飲食料品とは、「食品表示法」に規定する食品とされ、基本的に、スーパーやコンビニなどで購入できる飲食料品は対象となります。

ただし、<sup>※1</sup>お酒、薬などの医薬品、外食などは軽減税率の対象になりません。

※1 「お酒」は酒税法上のものをさします。

例)「みりん」は、アルコール成分が1度以上あるので酒類扱いとなり、消費税率は10%

例)「ノンアルコール飲料」は、アルコールが1度未満なので軽減税率の対象となり、消費税率は8%

また、贈答品などでよくある、食料品と雑貨類を組み合わせたセットの場合は、「税抜価格が1万円以下」で、「食品の価格が3分の2以上」なら8%に、この2つの条件を満たしていないと10%になります。

**新聞**

**消費税率 8%**

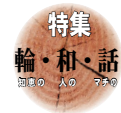
軽減税率が適用される新聞とは、週2回以上発行され、定期購読契約を結んでいる新聞です。通常に定期購読している日刊紙であれば対象になります。

### ■ キャッシュレス決済へのポイント還元も！

キャッシュレス決済へのポイント還元策の準備が、一部の中小店舗で進んでいます。店舗が参加申請をする必要があるため、キャッシュレスの利用者が見込めない地域では、なかなか進んでいないようです。また、来年度に向けて、国ではマイナンバーカードを使った新たなポイント還元策の検討もされています。今後も新制度の動きを見て、賢く消費しましょう。



キャッシュレス  
(現金ではなくクレジットカードやスマートフォンで支払う)イメージ



## ② 「外食」は軽減税率対象外で税率 10%

①で飲食料品は軽減税率 8%の対象としましたが、外食となると、軽減税率の対象外となります。ここでいう「外食」とは、レストランや飲食店など、その場所で食事をするためのテーブルや椅子が設置されている店で食事することをいいます。

※2 ハンバーガー・牛丼等を店舗で購入する場合に、店内飲食と持ち帰り（テイクアウト）どちらに該当するかは、注文時点で購入する消費者側の意思により判断されます。消費者がレジで「店内で食べます」といえば税率 10%、「持ち帰ります」といえば税率 8%となります。

軽減税率 消費税率 10%  
適用なし

軽減税率 消費税率 8%  
適用あり

そば・ピザ	外食（レストランや飲食店などでの店内飲食）	出前・宅配
食品の配送	ケータリング、出張料理（シェフ等に来てもらい、その場で食事の提供を受ける）	ネット販売、生協の宅配等
ハンバーガー・牛丼等	店内飲食	持ち帰り（テイクアウト）
弁当・惣菜等	イートインスペースで飲食（返却が必要なトレイや食器に盛られた食品が該当する）	持ち帰り（テイクアウト）
屋台の軽食	専用のテーブル・椅子で飲食	公共のベンチ等で飲食

※2



当別町で徴収する使用料等も一部変わります。

- 水道料金・下水道使用料は、11月検針分（10月分料金）から消費税額を 10%に変更します。
- その他、消費税相当額がかかる料金は、10月1日以降に発生した使用料等から変更します。
  - ・給水装置を新設等した時の加入金
  - ・行政財産（土地・建物等）の使用料
  - ・道路、都市公園、普通・準用河川等の占用料

など

### ■ 全ての事業者の方へ

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取り扱い（販売）がない事業者の方も、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

### 軽減税率制度に関する問合せ

消費税の軽減税率制度（軽減対象品目の内容、帳簿・請求書の書き方など）に関する一般的な質問や相談を受け付けています。

- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】0120 - 205 - 553（無料）

【受付時間】9時から17時（土日祝除く）

※令和元年10月のみ土曜日を受け付けています。